

東京市養育院「回春病室」設置時期の再検討

——「1899年」説は正しいか？——

平井雄一郎

渋沢研究会

受付：平成21年3月12日／受理：平成21年7月31日

要旨：光田健輔によって、近代日本で最初のハンセン病患者のための隔離病棟「回春病室」が東京市養育院内に設置されたのは1899年の出来事である、というのが現在まで定説とされてきた。しかし筆者は本稿において、回春病室設置の経緯について記している文献を可能な限り収集し、あらためてその設置時期についての典拠を徹底的に再検証してみた。文献は、その編著者によって[A：光田健輔自身] [B：光田の関係者] [C：養育院の関係者] [D：一般の研究者]の四つに分類される。これらのうち、[D]には「1899年」説と「1901年」説が混在し、また[C]では「1901年」説、[B]では「1899年」説、がそれぞれ提示されている。だが、いずれも最終的な「典拠」は明示されていない。そして最も信頼すべき[A]では設置時期そのものについての言及が事実上存在しない。したがって、少なくとも「1899年」説には確実な根拠が存在しない、という結論を得た。

キーワード：回春病室、光田健輔、養育院、典拠、記憶

1. はじめに

周知のとおり、近現代日本のハンセン病をめぐる歴史研究はここ数十年ほどの間に百八十度といても過言ではないほどに視点を大きく転回させた。この転回に与った業績は枚挙に暇がないが、病者・元患者・回復者の人権を何よりも尊重する立場から明治期以来の隔離政策を徹底批判しつつその過程を丹念に追跡されてきた藤野豊氏の「一連の仕事¹⁾」をそれらの筆頭にあげることに大方異論はないところと思われる。

ところで藤野氏はその著作において隔離政策の萌芽に関連し、「日本でハンセン病に対する医療政策に関心が向けられたのは日清戦後のことであり、それまでは、すべて私立の医療機関に依存する状態であった」が、「こうした状況に一定の変化が生じた」としたうえで、その「変化」を象徴する出来事として、1899年における、北里柴三郎の伝染病研究所との提携による私立療養所慰廃

園の病院組織への改組、および東京市養育院における専用隔離病棟「回春病室」の設置、この二つに注意を喚起している²⁾。あらためて指摘するまでもなく、後者を現場で実現させたのは当時東京市養育院（※本稿では以下、原則として東京市養育院は単に「養育院」と略す）「医員」であった光田健輔であり、つまり藤野氏の議論を敷衍すればこれは、のちにハンセン病医学の頂点に上り詰める人物の手により、おそらく近代日本史上初めて公的な空間の中で公的な措置としてハンセン病患者の隔離が遂行されたという点で看過し難い重要な意義を帯びている出来事なのである。また「回春病室」という名称は、光田がその晩年に刊行し、多くの読者を獲得した自伝³⁾のタイトルの由来としてもつとに有名であり、それには俗に言うこの「救らいの父」の業績・生涯が濃縮され象徴されているといってもけっして大げさな表現ではないだろう。すなわち回春病室とは、光田が初代園長としてその基礎を築くことになる最初にして最大

の国立療養所・長島愛生園へと連なる第一の歩みであり、そしてその意味において——ことの是非はともかく——隔離政策史上の運命的なモニュメントである。

しかしこの、藤野氏によって重要な意義が付与されたモニュメント成立の歴史記述をめぐるでは一点、不明瞭なことがある。それは「1899年」という設置時期である。藤野氏の記述が典拠としているのは国立療養所史研究会編の文献中の「年表」⁴⁾であり、この「年表」はさらに藤楓協会編『光田健輔と日本のらい予防事業』⁵⁾巻末に付されたオカノ・ユキオ(岡野行雄氏)作成によるやはり「年表」に準拠しているらしいのだが、しかしこの「オカノ年表」は直接的には典拠が記されておらず、ということつまり、藤野記述に関する裏付けを求めてこれ以上遡って追跡することは不可能である。では、その他に知られる有力文献中の「回春病室」はどうなっているかという点、上原信雄編⁶⁾、多磨全生園患者自治会編⁷⁾などが「1899年」説を採用しているが、一方、山本俊一氏の大著⁸⁾では「1901年」とされている。これらのうち、上原編の典拠は国立療養所史研究会編と同じく藤楓協会編前掲書、多磨全生園患者自治会編は不明記、山本氏は養育院の通史⁹⁾、である。このように、一般によく参照される文献間でも不一致・不整合がみられ、したがって設置時期についてはもう少し慎重に取り扱われるべきなのである。

回春病室が設置されたのは本当に「1899年」で正しいのだろうか？ 本稿では以下、身体に内部化された情報としての〈記憶〉／身体から外部化された情報としての〈記録〉が、〈史実〉を再構成していくなかでどのように対抗し、どのように融合していくか、という問題を念頭に置きながら、東京市養育院付属回春病室にかかわる文献・資料をあらためて整理し直し、そしてそれらの参照関係を解きほぐすことにより、通説とされてきたこの設置時期を再検討に付してみたい。

2. 回春病室設置時期をめぐる 諸記述の諸「典拠」

——一般の研究者、養育院、光田の関係者

最初にはまず、回春病室設置の経緯(時期)について言及している文献(資料)群をざっと概観するために、表1を提示しておきたい。筆者において可能なかぎり収集しえたものであり、発行(発表)年代順に各々の記述内容の要点を整理してある。また、[A]=光田健輔自身、[B]=光田の関係者、[C]=養育院の関係者、[D]=光田とは直接かかわりのない一般の研究者、[E]=その他、として文献の著者・編者の立場・性格によって分類も施してある。

さて、この表を一覧するだけですでに「1899年」説の信憑性が相当に揺らいでしまうのだが、とりわけ[A]、すなわち肝心の光田健輔自身が原則として設置年月について言及していないという事実はきわめて重大であり、かつ決定的ではないだろうか。そもそも、ある「出来事」について当事者が長い年月にわたり執拗に繰り返しその記憶を語りながら、一方でその「出来事」の「日付」については積極的に語ろうとしない、というのは少々異様なことであり、その背景に、ある意図的なものが存在するようにさえ思えてくる。そこで「光田文献」([A])についての検討は最後とし、先にそれ以外の文献について([D][C][B]の順に)各々の「ソース」=「典拠」を確認してみよう。

[[D]: 一般の研究者による文献

——「1899年」説と「1901年」説

「一般の研究者による文献」とはいわゆる二次文献、少しまわりくどく定義すれば、光田健輔その人とは直接的な面識も利害関係もない局外の第三者によって著されたハンセン病にかかわる文献、ということにでもなるだろうか。さて、第1章ですでに触れたとおり、表1のうち、⑭は典拠不明、⑮と⑯は典拠の典拠(あるいはそのまた典拠)が不明、対して⑰はとりあえずハンセン病史に特化した文献ではない養育院の通史=[C]が明示されているという状況である。なお⑱である

表1 「回春病室」設置の経緯について記述のある文献

分類	文献名	要点	刊行(発表)年月(日)	設置年についての記述			設置スペースの起源とその他の記述	石渡ことへの言及
				1899年	1901年	その他 or 不明		
①	C 安達憲忠「光田副院長を送る」		1909/9		○	—	—	
②	A 光田健輔「癩病予防に就て」		1914/12	△	—	—	—	
③	C 田中太郎「青淵先生と養育院事業」		1928/10		1903年	—	「専任の」「看護婦」?	
④	A 光田健輔「全生病院開院前後」		1929/9		○	—	六病室	
⑤	A 光田健輔「患者入院方法の改善」		1930/10		○	—	六種伝染病室柵く三十坪位	
⑥	A 光田健輔「安達憲忠先生を憶う」		1931/3		○	—	—	
⑦	A 光田健輔「癩瘡養所の出来た頃を語る」		1936/11		○	—	十二坪三室	
⑧	A 光田健輔「救癩事業に点火したリデル嬢」		1937/12		1902年?	—	—	
⑨	A 光田健輔「日本に癩予防法が出来るまで」		1949/6		○	—	六病室(六種伝染病室), 十二坪	
⑩	A 光田健輔『回春病室』		1950/10	○?	○	—	十二坪の伝染病室	
⑪	C 東京都養育院編『養育院八十年史』		1953/3		○	—	六号病室(一二坪)	
⑫	A 光田健輔「癩の問題と安達翁」		1956/4		○	—	十二坪の伝染病室	
⑬	B 藤嶋協会編『光田健輔と日本のらい予防事業』(オカノ・ユキオ年表)		1958/3		○	—	12坪1棟3室	
⑭	A 光田健輔『愛生園日記』		1958/5		○	—	伝染病室であった十二坪八畳三間	
⑮	D 上原信雄編『沖繩癩史』		1964/4		○	⑬	6種伝染病室	
⑯	B 青柳緑『癩に推けた八十年』		1965/4		○	⑬⑮	十二坪八畳三間	
⑰	B 桜井方策「光田健輔先生小伝」		1966/6~		○	—	六種伝染病室の近くの空家, 十二坪, 八畳敷が三室	
⑱	E 東京都財政史研究会編『東京都財政史』上巻		1969/3		○	—	—	
⑲	B 内田守『光田健輔』		1971/6		○	⑩⑬⑰?	十二坪の伝染病室	
⑳	B 桜井方策「救癩の父, 光田健輔」		1974/3/20		○	—	六種伝染病室近くに空いている一棟, 八畳が三室の十二坪	
㉑	B 林芳信「養育院での光田先生」		1974/3/20		○	—	—	
㉒	C 東京都養育院編『養育院百年史』		1974/3/30		○	⑬?	一二坪	
㉓	D 国立療養所史研究会編『国立療養所史 らい編』		1975/9		○	⑬	—	
㉔	D 多磨全生園患者自治会編『俱会一処』		1979/8		○	—	十二坪の伝染病室に八畳三部屋	
㉕	D 藤野豊『日本ファシズムと医療』その他		1993/1~		○	⑩⑲	—	
㉖	D 山本俊一『日本らい史』		1993/12		○	⑳	—	
㉗	C 東京都養育院編『養育院百二十年史』		1995/3		○	⑬?	六号病棟	
㉘	D ハンセン病問題に関する検証会議編『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』		2005/3		○	—	—	

※文献著者・編者の類別

A: 光田健輔自身, B: 光田の関係者, C: 養育院の関係者, D: 一般の研究者, E: その他

が、藤野氏は、すでに引用した1993年の『日本ファシズムと医療』に引き続く一連の論文・著作においても一貫して「1899年」説を前提に「回春病室」について論じており¹⁰⁾、それらをすべて包含して、という意味で、刊行年を「1993/1～」と表記した。そして、藤野氏によるそれら諸文献中で典拠が明らかにされているのは結局『日本ファシズムと医療』だけである。

ところで〔D〕文献中、唯一触れていなかった⑳のハンセン病問題に関する検証会議編であるが、周知のとおりこれは、厚生労働省から委託を受けた財団法人日弁連法務研究財団が、患者・元患者、療養所の医師、マスコミ・法曹・行政のそれぞれ関係者、宗教家、文学者、その他ハンセン病のさまざまな側面にかかわる研究者を広く組織・動員することによって、隔離政策の全体像の解明を目指した調査研究事業(2002～2005年)の最終成果物である¹¹⁾。事実上の国家プロジェクトでもあり、「会議」およびその下に設置された「検討会」への参加者＝「委員」の顔ぶれの充実度からして、公正中立でかつ質の高い討議の場が確保されたことは間違いなく、したがってその討議を基盤とした同『最終報告書』は近現代日本ハンセン病史／隔離政策史にかんする現時点での最も公共的な文献といってよいであろう。その序盤の第二章「1907年の「癩予防」関スル件」での回春病室についての記述は次のようになっている。

「……当時、光田は行旅病患者などを収容していた東京市の経営になる養育院の医官であり、行旅病患者のなかにハンセン病患者が多いことを憂慮して、1899(明治32)年に養育院内に「回春病室」を開設し、ハンセン病患者の院内隔離を実施していた。……」(傍線筆者。※以下、本稿における引用文の傍線はすべて筆者による。)¹²⁾

実は同文献ではこれよりもはるか先の章でもう1箇所、設置時期に触れている記述があるのだが、そこでは「1899年」説と「1901年」説とが事実上併記されたかたちになっている¹³⁾。読者としては混乱させられる一方であるが、ここではと

りあえず隔離政策史の文脈で記述された引用文の方を注解してみると、まず文献の性格上、当然のことながら典拠は示されておらず、また誰が執筆したものであるかも直接には不明である。しかし後者の点については、医学・医療史研究者などを除いて一般的な日本近現代史研究者としては唯一の委員(会議および検討会の両方を兼任)であった藤野氏が主に責任を負っているであろうことは自ずと推測される。この推測を補強するのは、光田の職階を「医官」としていることで、これは管見のかぎり藤野氏の論文・著作においてのみ見られる表現である¹⁴⁾。なお、些末なことではあるかもしれないが、ここでついでに指摘させていただくと、この「医官」というのは誤りで、正しくは「医員」が正しい。当時の東京市養育院は財政・役員人事などの事項に関して東京市会の管理の下に置かれながらも、形式上は行政から独立しており、つまりは「市立＝官立」という性格の施設ではなかった¹⁵⁾。したがってそこに勤務する者の身分は、民間組織のそれに準じるものであって、けっして官員・官吏の類ではない。事実、現在遺されている養育院時代の光田の辞令¹⁶⁾には「医員」とはあっても「医官」と記されていることは間違ってもない(正確には、光田は養育院に赴任してからの数年間は「医員」でもなかったが、このことについては本稿では詳論を避ける)。

ようするに1990年代以降、「ハンセン病と隔離政策の歴史」を物語る言説空間は藤野氏の巨大な業績群を基礎として構築されてきたことは確かなところであって、その業績群の中では光田の職階や回春病室の設置時期などはとるに足らない些細なトピックとしてさしたる関心も惹かず、そうしてそれらがいつしか定説として「公認」されるに至った、ということであろう。しかし繰り返すように、表1中、藤野氏＝「1899年」説の唯一の典拠である㉓の「年表」の資料的根拠がけっして堅固なものではなく、それに対して〔D〕のうち、唯一「1901年」説をとる山本氏の㉔が依拠している㉔が、㉔あるいは(藤野氏は関与していないが)㉔よりも刊行年月が古いことを考え合わせると、そう易々と「1899年」説に軍配を上げるわ

けにはいかない。そこで次に「1901年」説の系列、すなわち②の『百年史』およびさらに時代を遡る養育院関係文献における記述を整理・検証してみたい。

[[C]：養育院の関係者による文献

—「1901年」説

「系列」と述べたごとく、一連の養育院「通史」がほぼ一貫して「1901年」説の立場を取ってきたことは表(⑪, ⑫, ⑰)によって一目瞭然である(なお⑱の東京都財政史研究会編は一応「E：その他」に分類しているが、これも発行元が東京都であるという性格上、養育院関係文献に準じるものとしてもよいと思われる¹⁷⁾。回春病室のいわばお膝元から繰り返し発信されてきたこれら主張を「異説」として簡単に斥けることはできないであろう。まず、社会福祉史の泰斗である一番ヶ瀬康子氏が執筆を担当した¹⁸⁾ ②の『百年史』の該当箇所を引こう。

「それ(※養育院の癩患者に対し)に対し、当時、医員であった光田健輔によって、治療並びに研究が行われた。光田健輔は、癩の病気の状況から、その処置について、隔離收容することの必要を強調した。

その結果、明治三十四年、一二坪の独立した病室が建てられた。この病室は「回春病室」と名付けられ、常時二十名程の癩患者が收容された。この回春病室は、(略)我が国における癩患者の隔離の始まりであったといわれている。」¹⁹⁾

しかしこれは、一番ヶ瀬氏による純粋にオリジナルな記述ではなく、次に引く①の『八十年史』におけるそれ(執筆担当者は直接には不明)²⁰⁾をおそらく踏襲するかたちで組み立てられたものであると推断される。

「……氏(※光田)は時の幹事安達憲忠に癩菌を示しこれ等患者をただちに隔離する様意見具申をし同(※明治)三四年差当たって六号病室(一二坪)に隔離收容し、回春室と名付けたが

これは直に一杯となった。」²¹⁾

「明治三十四年」および「一二坪」という鍵となるデータの一致は言わずもがなだが、**「光田が、隔離が必要な疾病であることについて(安達憲忠など上司に)意見し、そしてそれが受け入れられた結果、設置へと至り、かつ同時に『回春病室』という名が与えられた」という骨格**となっている〈プロット〉の一致からも、両記述は事実上同内容とみなしてよいであろう(なお②の『百二十年史』における該当記述も基本的にこの〈プロット〉を踏襲している²²⁾。

では『八十年史』の記述はいったい何に由来するのかという点であるが、ここから先が複雑怪奇である。養育院の内部文書は震災と戦災によってほとんど焼失したとされており²³⁾、戦後編纂の『八十年史』以後において未利用の一次資料の知見を叙述にあらたに組み込むことは原則不可能であったろうと考えられる。つまり、新鮮な内部文書＝一次資料をフルに活用することによって作成された養育院通史は、巻頭「凡例」において「本書引用の参考書類は、概ね本院所蔵のものに抛りたる」とはっきり宣言されている『六十年史』²⁴⁾がおそらく最初にして最後のものだったはずであり²⁵⁾、したがって明治・大正期養育院に関する記述は、戦後によほど重要な二次文献が参照されたものでもないかぎり、『六十年史』にしかオリジナリティを求めることはできないはずである。実際そのことは『八十年史』以降も暗黙裡に認めている²⁶⁾。ところが、である。その『六十年史』はというと、「第五章 東京市営時代 第四節 癩病者及肺結核病者の措置」というセクションで在院した病者の記述に頁を割いている²⁷⁾のだが、そこで取り上げられた当該時期のトピックは、1890年代後半からの入院患者の増加、1904年の病室増築申請とその却下、そしてそれへの対応策としての目黒慰廃園への患者委託などにとどまり、「医員」光田健輔による専用隔離病棟「回春病室」の設置、という「出来事」については一切触られていないのである(!)(したがって表1に『六十年史』はない)。

ようするに『八十年史』において、一次資料による裏付けも二次文献の参照もないまま先行の『六十年史』とは何の脈絡もなく突如「回春病室」(および「光田健輔」)が登場したのであり(なお、『百年史』『百二十年史』は奇妙なことに「1899年」説の③を参照文献として掲げている)²⁸⁾、かくして「1901年」説もまたここで根拠を喪失する。ただし、1933年刊行の『六十年史』よりさらに時代を遡ると、直接言及している表1中の①、③を含め、回春病室設置に関連する史実をおぼろげながら記している養育院関係文献はまだいくつも見出すことができるので、それらについても検証しておきたい。

まず発表当時養育院主事(のち院長)であった田中太郎による③である。田中は、公共団体の事業としてハンセン病者救療を行ったのは養育院が嚆矢であると主張した上でこう回顧する。「……即ち従前養育院入院者中に癩患者が少なからず存在したりし関係上、院に於ては早くも之れを他の患者と隔離して治療を行うため、院内に特別の病棟を設け専任の医員看護婦等を配置して其の療養に当たらしむることとした、之れは明治三十六年のことであって、明治四十一年に公布せられたる癩療養法に先立ったこと満五年であった、……」²⁹⁾。なんと、「1901年」どころか、さらに下って「明治三十六年」=「1903年」だというのである。しかし約20年前の法律「癩予防ニ関スル件」公布年を間違えている点で、精確さに多少疑問符の付く証言でもある。

次に、多くの文献で光田の上司として名前が出てくる幹事・安達憲忠による①であるが、これは連合府県立全生病院医長へと転出する光田の送別会におけるスピーチからで、その日付は1909年9月11日、すなわち仮に「1899年」説だとしても、わずか10年後のかなり生々しい証言である。安達は述べる。「(※一般病者とハンセン病者が雑居しているような状態だったところへ)光田君が御就職後此有様を見て、癩病は伝染病であるのに他の病者と同室に入れたり、健康室へ雑居させたりしては危険であるから速に隔離せねばならぬと申出された、(略)然らば是非とも隔離所を設けて

普通入院者と隔離せねばならぬと申事になり、現在の室へ同病者を移して回春病室と名くる事に相成、光田君は自ら進で癩患者の治療を引受けらる事となりました、(略)光田君から伝染病と伺いました時に此事を院長に話し、一日光田君から直接に癩病に関する談話をお聞き下さいたいと申した処が、院長も耳諾ありて早速あの多忙の時間を割て光田君と会見せられ、委き伝染性たる所由を聞かれた……」³⁰⁾。少し長い引用になったが、要点を整理すると、[安達が光田の建言を受け入れたことが契機となって隔離が実現した→隔離室を直ちに「回春病室」と名付けた→隔離実現とほぼ時を同じくして院長・渋沢栄一も光田に面会してくれた]、となる。これは渋沢云々を除けば、先に整理・提示した〈プロット〉とほぼ同一である。肝心の時期は残念ながら不明であるにせよ、『八十年史』『百年史』の記述を事実関係のレベルでは裏付けしうるものと言えよう。ただし、回春病室の命名と渋沢の登場の件は、この後の文献検証で明らかになることだが、時間的継起という点で疑問を残す。

「回春病室」という名称が登場するテキストは、筆者が確認しえたかぎりではこの安達の発言が最古のものであるが、『東京市養育院月報』をさらに遡ると、いくつか気になる記事を見出すことができる。1903年6月には「従前の隔離室を癩患者の室と定め」³¹⁾とあり、またその1年前の1902年4月には「かの恐るべく厭うべき癩病に罹り居る者、時に十名内外あり。(略)本院に於ては、治療の必要上、しばらく該患者を避病室に隔離し置く」³²⁾とある。そしてさらにその前年、1901年9月には「癩病患者と看護婦」と題して「葉湯に入らしむるには先づ其病室より担架に載せ二人の看護婦之を昇きて浴場へ連れ行くなり、斯くて其衣服を脱せ縋帯を一々解きて入湯せしめ、其膿潰せるヶ所ヶ所を残りなく親切丁寧に洗い去り、再び元の如く縋帯を加え衣服を着せしめて病室へ連れ帰るなり」³³⁾という記事も見える。

「病室」→「避病室」→「隔離室」と名称が微妙に変遷してきているが、はたしてこれらすべてが「隔離病棟=回春病室」を意味しているのか、そ

れともいずれかの段階からに限定されるのか。この点について一つ手がかりを与えてくれる資料が『東京市養育院年報』（※以下、本文・注とも『年報』と略す）である³⁴⁾である。安達憲忠の①が、「回春病室」という名称が「文章」中に登場するものとしては最古であることはすでに述べた。しかし実はさらに遡って1902年度の『年報』³⁵⁾巻頭に、「養育院建物全図 明治三十七年一月調製」（この「調製」の年月は『年報』本編の内容から判断して「明治三十六年一月」の誤記と考えられる）として広大な面積を誇った当時の院内の見取り図が折り込まれていて、その図中、西北隅に「回春病室二十九坪五合」と記されたやや縦長の建物が見えるのである（図1-b）。これにより、遅くとも1903年1月の時点で「回春病室」が存在していたことは確認できる（同『年報』本文中、年度末在院児童数統計として「癩病室に受療し居るもの」4名とあるが、これはもちろん回春病室のことであろう）³⁶⁾。そこで問題となるのは、その前年1901年度『年報』³⁷⁾巻頭に同様に折り込まれている「養育院建物全図 明治三十五年三月三十一日調製」（図1-a）である。やはり西北隅に「二十九坪五号」が見えるのだが、ところがこの時点では、その縦長の建物の名称が「回春病室」ではなく「隔離病室」となっているのである。

さらにその前年、1900年度の『年報』³⁸⁾になると「建物全図」は付されておらず、またもちろん本編中に病者関連の記述もなく、したがって手がかりの糸はここで完全に断たれる。しかしここまでの資料考証によって、可能的な事実を以下の三つに絞り、指摘することはできるだろう。

- (i) 「専用隔離病棟」およびその「回春病室」という名称は1901年度以前から存在していたが、ただし、後者が院内で正式に認知されたのは1902年度中であった。
- (ii) 「専用隔離病棟」は1901年度以前から存在していたが、「回春病室」という名称はまだ存在してなかった。
- (iii) 「回春病室＝専用隔離病棟」は1902年度中に設置された。

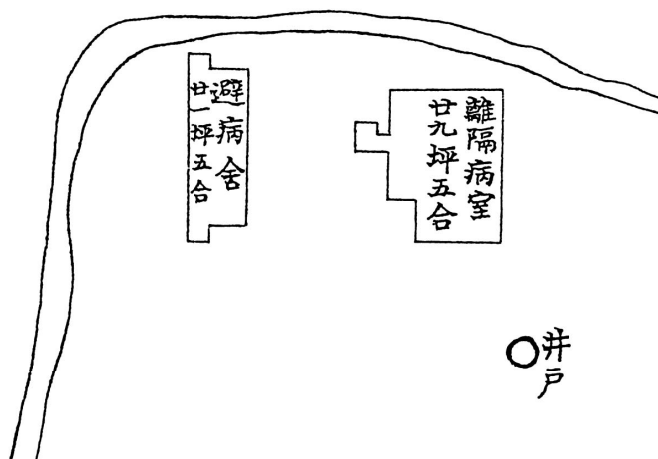
そしてこれらに加えて、『百年史』を筆頭に「通史」の検討から分け入った本節全体としてのあきらかな結論は、回春病室のお膝元である養育院関係文献には「1899年」説を積極的に支持・証明しうる記述はまったく存在しない、ということである。

〔B〕：光田の関係者——「1899年」説

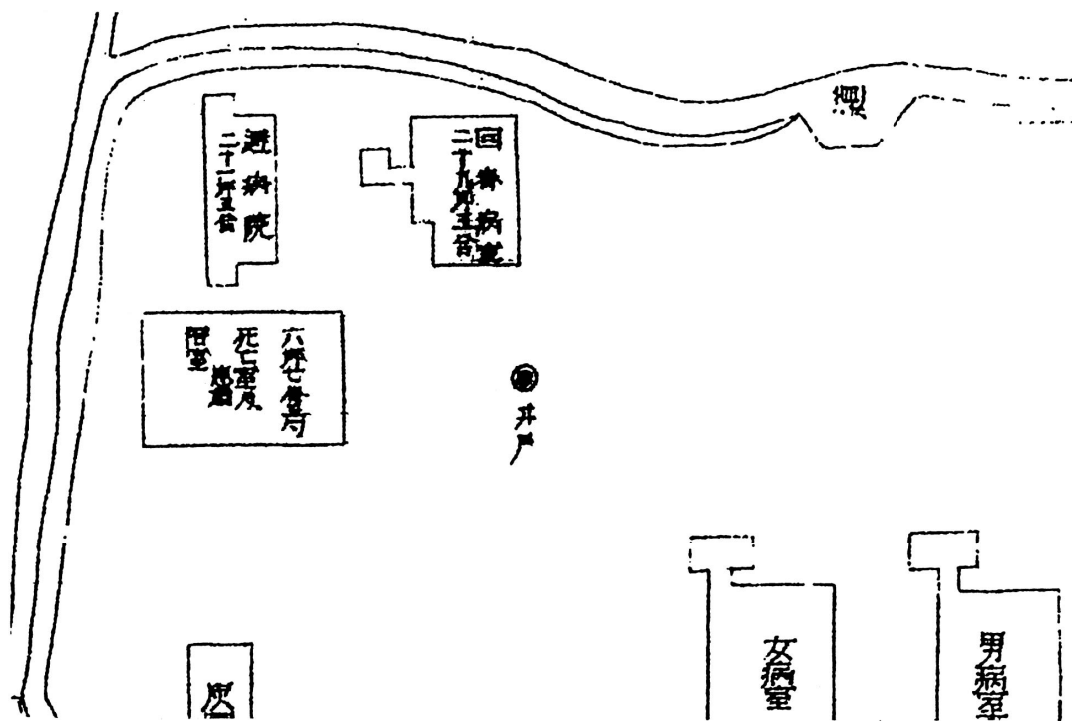
ここで言うところの「光田の関係者」とは、正確には「救らいの父」「ハンセン病医学の権威」として名を成してからの光田健輔と知り合い、交流を持った年少の人物ということであり、当然のことながらいずれも医師あるいは人間としての光田の魅力に惹かれ、その薫陶を受けたいわば「信奉者」達である。回春病室のことも含めそれぞれの文献の記述は、そうした背景をよく念頭に置いて読まれなければならないだろう。

さて再び表1だが、〔B〕に分類されるのは、長島愛生園内の中学校教師を勤めたオカノ（岡野氏）（＝藤楓協会）による既出の⑬、毎日新聞大阪本社記者であった青柳緑の⑭³⁹⁾、医師として全生病院および愛生園に勤めた桜井方策の⑰⁴⁰⁾ ⑱⁴¹⁾、医師として愛生園に勤め、歌人としても著名であった内田守（守人）の⑲⁴²⁾、医師として全生病院に勤めた林芳信の⑳⁴³⁾の5名、6件である。設置時期の記述はというと「1899年」が4件（⑬、⑰、⑲、⑳）、不明が2件（⑭、㉑）であり（なお、〔A〕のうちにも実質的には「光田自身」ではなく「光田の関係者」とした方が正しいものが含まれているのだが、それについては次章で述べる）、「1901年」説の養育院関係と際立った対照をなしている。㉑と『百年史』(㉒)とがほぼ同時に刊行されているあたりに設置時期の〈記憶〉をめぐる混乱ぶりが象徴されているが、とにかく「1899年」説の淵源は間違いなくこの〔B〕の文献群であると考えてよいだろう。しかしそれらによる記述ははたしてどれほど信頼が置けるものなのであろうか。そもそも、直接の交流関係を担保として、光田本人からの伝聞に確実に基づいたものであるのだろうか。

「1899年」説の4文献のうち、まずオカノ（岡野



a) 『東京市養育院年報』(1901年度)より.



b) 『東京市養育院年報』(1902年度)より.

図1

氏)の⑬はすでに述べたとおり出典の明示もなく、また「年表」という枠組みの中での実にシンプルな記述であって、したがって文脈や行間を読みとって「書かれてあること」以上の情報を得るこ

とは困難である。内田の⑭はというと、回春病室の記述に400字程度を費やし、また巻末にあげられた「主要参考文献」一覧中に藤楓協会(オカノ)の⑬、桜井の⑰の書名を見出すことができる⁴⁴⁾。

ところでここで再び、前節の養育院関係文献に関して整理・提示した「**光田が、隔離が必要な疾病であることについて（安達憲忠など上司に）意見し、そしてそれが受け入れられた結果、設置へと至り、かつ同時に『回春病室』と名が与えられた**」という〈プロット〉を想起しておきたい。あの〈プロット〉自体は、ここでのオカノ（岡野氏）、内田、そして桜井にも共有されているのだが、そうすると本節における読解と分析は、何よりも桜井に焦点を当てざるをえなくなる。というのは、内田の典拠からオカノを除外すれば、[B] 文献として最終的に残るのは⑰であり、しかもこの⑰（および⑳）は、光田自身によるものを含めて表1の全文献中、回春病室にかかわる記述にかんしてはその分量・密度において一等群を抜いている代物だからである。筆者は、桜井によるこれら「光田伝」こそ、回春病室のエピソードだけにとどまらず、光田の関係者による「光田像」構築作業の中心に位置している文献であると考え。

そもそも桜井自身、「光田の関係者」の中できわめて特別な人物である。父・桜井円次郎は元・養育院感化部教員、すなわち光田の同僚にして知遇を得ていたのであり、その縁で桜井は少年時代から全生病院の光田のもとをしばしば訪れていた。大阪府立高等学校（のちの大阪医科大学）への進学も光田の勧めであったという⁴⁵⁾。卒業後、当然のごとく全生病院に就職し、その後大阪の外島保養院、青森の松丘保養園、愛生園と療養所勤務を重ねながら、博士号を取得し、一時期、大阪帝国大学で教授職にも就いた⁴⁶⁾。生涯現場一筋であった光田とは対照的にアカデミズムでも名誉を得た桜井だったが、光田を敬慕する気持ちは最後まで変わらなかったと思われ、光田が亡くなった翌年から3年以上をかけて雑誌『愛生』に連載された⑰、あるいは元患者を含む関係者多数による寄稿を集成し、没後10年を経て（桜井も当時すでに80歳になっていた）刊行にこぎつけた（⑳、㉑を含む）追悼文集などといった執念にも似た仕事ぶりは桜井の師に対する熱烈な思いを証して余りあるだろう。

さて桜井の二つの文献だが、回春病室にかかわ

るストーリーの展開自体はどちらもほぼ同じなので、ここではより詳細かつ長大な、しかもその劇的な文体によってあたかも一編の歴史小説のごとき仕上がりになっている⑰の方を重点的に検討してみたい。もともとこの「光田健輔先生小伝」（※以下、「小伝」と略す）は、光田の生い立ちから筆を起こしながらも、全生病院草創期をもってその幕を閉じるという構成になっており、したがって養育院が舞台となる場面が全体の半分以上を占めている。そしてそのハイライトが回春病室をめぐる人間模様なのである。光田が最初に遭遇したのは次のような状況であったという。

「（※養育院が）大塚辻町に移ってからは流石に大部屋に混在させられないので「六種伝染病室」と呼んだ別棟の一室に移されていた。この小建物は養育院の西北隅にあった。（略）東京市立の伝染病院が駒込と本所に出来たので「六種伝染病室」は空屋になっていた。ここに重症ライ患者の二人三人と、狂者、失禁者（大小便のタレ流し、脊髄疾患に往々みた）と、今一室はなんと屍体を入れる室である。（略）ライであって特に重症なのは六種伝染病室の六畳くらいの一室に、二人或は三人と入れられたが、もとより何の治療が加えられるでなし、いわば死を待つばかりであった。光田医員はこれをみて驚かざるをえなかった。と共に大部屋に混在している患者、これには更に「許し難し」と思ったのである。」⁴⁷⁾

そこで光田はどうしたか。「彼は取りあえず入沢医長に相談してみた。入沢医長も深くうなずいていう。（略）伝染病である以上は医学の原則に従って隔離するのが当然である。大部屋にいるそれ等患者、如何にも放っておけない。隔離せねばならぬが、さてそれにしても渋沢院長に自分から進言してみようと沁々と語られた。」⁴⁸⁾。入沢医長とは、養育院医長職を嘱託されていた（1897年4月～1902年4月）（東京）帝国大学医科大学の入沢達吉である⁴⁹⁾。この実力者の仲介を経て、一介の「医員」に過ぎない光田と養育院院長・渋沢榮

一との面会が実現する。光田は顕微鏡を持参して渋沢に直接細菌を示し、また感染の実例をあげながら、伝染病の実態について説明をするが、それに対する渋沢の理解はきわめて迅速・良好であり、一挙に隔離病棟実現へと話が運ぶ。

「……(※渋沢曰く)それにしても気の毒なのは、そういう患者達である。伝染とハッキリした以上は隔離するのが当然である。幸い六種伝染病室の近くに一屋がある。そこは養育院に送られてくる人々、その中行路病者である場合は、もしか赤痢とチフスを持ってはいないか。一定期間を観察するために置いておく一棟。それを今は殆ど使っていない。あの空家を癩の隔離に使おうじゃないかと一決した。

所でここに決められた一棟である。病室といっても畳敷の部屋が八畳敷が三室、坪にすると十二坪しかない。他に治療室と看護人室が六畳敷である。その一棟がトニカク癩のための隔離室と致された。これ時に明治三十二年(一八九九)。この年このこと。これはただに養育院に於て癩患者を隔離した最初の年であるばかりでなく、本邦に於て公立の施設にあって癩の隔離を行った第一である。(略)この小病棟が、やがての府県立癩療養所の基となったのである。こういう意味で、この一棟は画期的になった。再び言う、この年、明治三十二年は強く記録すべき年になったのである。

光田医員は、この小病棟を回春病室と名づけた。それは熊本のリデル女史経営の回春病院の名を貰ったのである。ここは小さいから病室でいいと、彼はその名をきめた。明治三十二年、光田健輔は東京市養育院構内に癩患者隔離のため回春病室を開くと、癩の医史上に大書される。その病室が出来たのである。⁵⁰⁾

繰り返すが、この後に見る光田自身によるものも含めて全文献中、回春病室設置の経緯についての最も詳細な記述であるので、長く引用した。兎にも角にも桜井は、「明治三十二年」(1899年)を自信満々に、かつ執拗に強調する。しかし、桜井

の記述は、他の文献のそれと比較照合しながら、回春病室設置前後の出来事の時間的継起や空間的データをあらためて確認・検討してみる必要があると思われる。ポイントは以下の三点である。

- (i) 幹事・安達憲忠は登場せず、代わりに仲介者として入沢が登場し、そして一挙に渋沢への面会実現となる。
- (ii) 光田が最初に養育院に来た当時、すでに「六種伝染病室」への部分的隔離が実現していた。光田の進言によってあらためて専用隔離病棟として使用されたのは、伝染病室に近接していた(元)病者一時収容室である。
- (iii) 設置と同時に光田はハンナ・リデルの回春病院に因んで「回春病室」と命名した。

まず(i)の入沢であるが、これまで見てきた中では初登場である。しかし後に見る光田の文献でも一応の言及があるので、隔離実現に何らかの役割を果たしたことは確かである。一方、安達はというと、同じ桜井による²⁰⁾では渋沢とともに「説明される側」としていきなり登場しているのだが、この光田→(入沢→安達→)渋沢という建言のルート、およびそのルートのどの地点で病棟設置が具体化したかについての記述が、やはり各文献によって微妙に異なっている(他の[B]文献では、青柳の¹⁶⁾と林の²¹⁾は安達・渋沢に同時に説明、内田の¹⁹⁾は安達を経たから渋沢へ、という展開にそれぞれなっている)。次に(ii)の設置スペースの起源についてであるが、これは一層混乱しており、記述を直接引用・列挙した表1で明らかかなように、まず「(六種)伝染病室」か、あるいはその近傍の「空家」か、という点で真っ二つに分かれ、さらに間取り・面積などにもバラツキがみられる。ということはつまり、桜井が記すところの「八畳敷が三室、坪にすると十二坪」「他に治療室と看護人室が六畳敷」、すなわち設置当初の「回春病室」が、図1(a,b)西北隅の右側建物「離隔病室」=「回春病室」(二十九坪五合)へと発展したものであるかどうかは、ここだけでは確定し難いのである。そして(iii)。これについては元々(養育院通史の¹¹⁾、²²⁾も含めて)いずれ

の文献も時間的継起という点で曖昧な記述が多いのだが、すでに前節末に「可能的な事実」として示唆したように、1901年度以前の時点では「回春病室」という名称が少なくとも公には認知されていなかったことを考え合わせると、設置と同時に命名された、と解釈するには多少の抵抗がある。

このように、光田と直接接触があった者達の間においてさえ、たとえ「1899年」という設置時期はほぼ一致をみていたとしても、そこに至るまでのプロセスの記述は安定していないのである。プロセスに不統一が見出されるのであるから、最終地点だけを確定的な史実として素直に受容するわけにはいかない。「光田の関係者」といえども（あるいはそれゆえに）、その再構成された「回春病室」をめぐる物語には、客観的な資料（＝証言）だけでなく主観的な想像力に基づく要素が多く侵襲していたのか。それとも、客観的だと思われていた資料（＝証言）自体が実はそれほど客観的ではなく、ある種の矛盾を予め内包するものであったのか。それらを判断するためには「出来事」の当事者、すなわち「証言」の「発話主体」であるところの光田健輔にまで遡り、その「証言」を徹底的に照合し、解剖してみるかしかない⁵¹⁾。

3. 光田健輔の「語り」と「記述」のあいだ ——幻影としての「1899年」

さて、光田健輔自身による文献＝〔A〕は当然のことながら表1中、最も多くを占めている（②④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑫⑭）が、回春病室設置へと至る契機について「証言」している「記述」の箇所を年代順にいくつか引用してみると概略以下のとおりである。

- ・「此時幹事安達ノリ忠氏は、ライが伝染病で隔離が唯一の予防法である事を聴き、之を院長渋沢男爵に話されたのが縁となり、……」(④)⁵²⁾
- ・「私は癩が伝染病である事、隔離せねばならぬ事を痛言したところ先生（※安達）は驚かれて、院長に話された。院長も驚かれて……」(⑥)⁵³⁾

- ・「当時養育院は三浦謹之助教授が入沢先生と交代せられた直後であって、癩患者が老人室・不具室に混入して入る位で、入沢先生に話したら大学生の中にも癩があった話をされた。しかし、打捨ておけないので癩を隔離し、……」(⑦)⁵⁴⁾
- ・「私は安達幹事に癩菌を示し、これを直に隔離する様に主張した結果、差当たり六病室（六種伝染病室）に隔離したが、此の十二坪の部屋は直ちに一杯になった。」(⑨)⁵⁵⁾
- ・「（※安達と渋沢に）このように、はっきりとした事実に基いて、この養育院内でもライの隔離をしなければならないことを話したので、私の意見は用いられることになった。」(⑩、なお⑫もほとんど同じ文面)⁵⁶⁾
- ・「渋沢院長も安達幹事も、ライが伝染病であるという私の話を聞いて、大いに驚いていた。そこでこの養育院でもライは隔離しなければならないという私の意見を理解してくれて、……」(⑭)⁵⁷⁾

これらのかぎりでは、細部に多少の差違は認められるものの、光田の言述（あるいは「記憶」と言うべきか）の内容はほぼ一貫しており、前章で繰り返し二度提示した〈プロット〉と照合しても文字どおり大筋において矛盾はないと言えよう。しかし、肝心の時期、すなわち回春病室設置という「出来事」はいつのことであったのかについて、けっして「明言」はしていない点も一貫しているものであり、これについてもあらためて注意を喚起しておきたい。

ところで光田は上に引いた以外の文献において、「明言」はしていないまでも、微妙な語り方／記述もしている。たとえば最も古い②、すなわち中央慈善協会およびその会長・渋沢栄一の主催により政治家・官僚・医学者の多数を集めて開かれた啓発のための講演会（1914年12月22日、於帝国ホテル）において光田は「度々安達養育院幹事に御話しましたが、安達氏は該病が伝染病であることを初めて聞き、入澤博士に確かめられて大に驚かれました。三十四年九月には約四十名の癩

病患者を狭隘なる一室に隔離して居りましたが、……」⁵⁸⁾などと語っており、これは解釈次第では、「1901年」に「設置」された、ととられてもおかしくない表現である（なおこの講演会の聴衆には安達もいた）。さらに——厳密には回春病室自体には言及していないのだが——重大な記述が見えるのは⑧で、「之れが伝染である事を明かに子爵に説明したのは明治三十五年の或日の事である。」⁵⁹⁾とあり、渋沢へ「進言」したのが1902年のこととされているのである。先の引用群では、「進言」に対する渋沢の「納得」と「理解」が「設置」の決定的契機であった、と繰り返して述べられているわけだから、この文献⑧にしたがえば、「設置」は1902年以降の出来事になってしまう。

このように光田自身が語る・書くところによる記憶を追って行くと、「1899年」説はその確証が得られるどころか、むしろ逆に疑わしくなるのだが、ここで[A]文献の中から⑩=『回春病室』における当該の記述を前後の文脈と関わらせながら少し詳しく検討しておきたい。この文献を重視するのは、市販された書物としての傑出した著名度と広範な影響力、そしてそのシンボリックな書名ということももちろんあるが、なによりも構成と内容自体が、これまで見てきた「回春病室」をめぐる各書誌=テキスト間の参照体系の混乱ぶりの縮図のごとき様相を呈しており、かつ混乱の原因の一部を成しているとも考えられるからである。

第1章でも触れたように、『回春病室』は光田が晩年に「著述」し、大手新聞社から刊行された二冊の「自伝」のうちの一冊で（もう一冊は⑭——注56の『愛生園日記』）、山口県防府での生い立ちから筆を起こして、「著述」時点の戦後間もない頃の長島愛生園の様子の描写をもって幕を閉じるという構成になっている。養育院時代については「浮浪者の宿」と題された最初の章において自身の生い立ちとともに一挙に語られ、章中にもまた「回春病室」と題された節が入れ子のように入り込んでいる。該節は「養育院の居間は老人、不具者、などが雑然として住んでいたが、その中にはライの病人が数人交じっていた。」とい

う書き出して始まり、安達・渋沢との出会いから「設置」（前出引用箇所）およびその後の処置へ、とストーリーは展開していくのだが、それらの展開の中で見逃すことができないのは「前年、ベルリンで開かれた第一回国際ライ会議では……」という一節が何気なく挿入される一方、それ以外には特定の時期を指示する修飾句・文が一切出てこないことである⁶⁰⁾。ベルリンの会議は1897年であり、これでは普通に読み進んでいくと一連の出来事の流れがすべて（1899年からさらに遡って）1898年のこととして収まってしまう。しかし前出の辞令⁶¹⁾にしたがえば、光田の養育院への勤務は1898年7月からであって、わずか半年ほどの短い間にあれだけ劇的な一連の出来事が推移・成立しえたとは到底考えられない。つまり「前年、ベルリン……」以下の一節は、光田が養育院に勤務し始めた年の出来事だけに限定してかかる修飾句であり、それよりあとの出来事の記述については（おそらく意図的に）時間を指示する修飾句・文を欠落させている、と解釈するのが至当であろう。

さてこの「回春病室」という節の後、渋沢の人格を論評する「渋沢栄一氏、無断で解剖を行ったために院内を騒がせた「叱られた話」と続き、そして当時存在した全国のキリスト教系療養所を概観する「宗教的救済」という節へと筆は進められるのだが、その節の冒頭でほとんど唐突に——「唐突に」というのは、この書物『回春病室』中において、という意味に加えて、すでに三十年以上にわたっている光田の回春病室にかかわる「自己物語り」歴において、という意味でもある——「養育院でライを隔離したのは一八九九年（明治三二年）である。」⁶²⁾という一文が挿入されるのである。これが、光田が残した膨大な文献中でおそらく唯一、回春病室の設置時期について言及している箇所なのである。はたしてこれは本当に「事実」に基づいた記述であるのか。また、そうであるかどうかは別にして、これまで見てきた光田以外の者による「回春病室」文献の中でこの記述を確実に参照し、典拠としているものはたしてあるのか。この二点を可能なかぎりあきらかにしなければならぬ。

まず後者の疑問についてだが、参照頁まで明示した上で『回春病室』=⑩を典拠として挙げているのは⑤の藤野氏のみである⁶³。ただしその該当頁は、注4ですでに指摘したごとく「……一八九九年（明治三二年）である。」の箇所ではなく、それに先行する節「回春病室」の箇所である。『回春病室』以外で典拠としてあがっているものとはいうと、表1で一目瞭然だが、「1899年」説のオカノ（岡野氏）年表を巻末に付載する⑬に集中している。ではオカノ年表は一体何を典拠としたのかということがあらためて問題となるが、ここでは前章の桜井文献でも焦点になった設置スペース・間取りにかかわる記述に注目したい。オカノ年表では設置に至った経緯に続いて「12坪1棟3室の病舎がらい患者のために建設されたものである。」⁶⁴と記されている。再度表1をご覧ください。光田によるところの設置スペース・間取りについての表現は「伝染病室」と「十二坪」でほぼ一貫しており、「3室」などと室数にまで言及していることはない。したがってオカノが光田の、すくなくとも書かれた文献に依拠しているのではないことはあきらかである（なお、その他の文献で室数に言及しているのは桜井の⑰⑳と多磨全生園自治会編の㉑のみであり、ここから後者が前者ないしオカノ年表に依拠している可能性、そして前者がオカノ年表に依拠している、あるいは影響されている可能性も推測されてくる）。

つまり、二次文献としてのオカノ年表の影響力はさておき、『回春病室』は——「救らいの父」光田健輔の「自伝」として一般にどれだけ広く読まれていようとも——回春病室設置の経緯に言及している文献をめぐる参照体系の中では意外なことに相当孤立した書物であり、とりわけ設置時期を「一八九九年（明治三二年）」とした箇所が参照され、記述に利用されたと思いき形跡はほとんど確認できない、ということである。これが先の疑問のうちまず一つへの解答である。

では、もう一つの疑問、すなわち「1899年」という記述が「事実」に基づいたものであるのか、という点であるが、これに関連しては「記者」としての光田について一つコメントを加えておき

たい。ここまで光田健輔自身の（執筆による）「文献」ということを自明の前提として論述を進めてきた。しかしそもそもこの前提自体が「砂上の楼閣」である。というのは、まず『回春病室』は、光田自身が巻頭の「自序」で認めているように、実際の執筆は詩人として知られる藤本浩一の手になるものなのである⁶⁵。藤本によれば、光田から「思い出話を聞き、それをメモ」したり、光田の「隨筆などを読んでおいて（略）一応の聞き書きとして整理」したり、「時々入園者の誰彼を訪ねたり、集ってもらって座談会を開いては、患者の自由な発言の中から、先生の隨筆やお話とは別の面を知ろうとした」りと、そのような作業を経て書き上げた書物をあえて光田の「自伝」として刊行したのだという⁶⁶。そして、やはり大手新聞社から刊行されたもう一つの「自伝」、⑭の『愛生園日記』もまた、光田の没後間もなく出版された⑯で明らかにされているように、青柳緑が「まとめた」ものである⁶⁷。すでに年齢70代、80代に達し、周囲から身体について気遣われるようになっていたであろう当時の光田にとり、自ら筆を執って文章を書く機会が減少していくのはある意味自然なこととして理解できる。つまり、仮に光田名義とはなっていない、実際には口述筆記のような形式、あるいはゴーストライターのような役割の者の手などを経て、その著作・論文・エッセーが成立していたことがある時期以降は思いの外多かった、あるいは常態化していたのではあるまいか。たとえば、1956年の⑱（これも一応市販の著作に収録されたもの）の該当箇所の記述が『回春病室』とほぼ同一なのは本章冒頭の引用群で指摘したとおりだが、これなどは、光田の記憶→証言が定型化していたというよりも、その記憶→証言の「文章化」=「再構成」を特定の第三者が独占化していたために、記憶→証言の「記述」が自ずと定型化してしまった、ということなのではないだろうか。また、引用してきた記憶→証言を年代順に並べてみた場合、時代が下るにつれその記述内容が、よく言えば安定的、悪く言えば単調になってきているのは、光田の「文献」成立過程に隠されたそうした仕組み——晩年の光田は「語

り」に専念し、「記述」という作業は他者に委託する人であった、とでもいえようか——を証し立っているように見受けられる。

ゴーストライターは勿論だが、口述筆記の場合でも通常は「再構成」という契機が入りこむのだから、「語った」ことをそのまま文章に起こすという保証は必ずしもない。「語り」の「内容」が「記述」の「内容」に透明に反映されることはないのである。したがって、少なくとも第三者による加工が入っていることがあきらかな『回春病室』の記述は、光田の記憶を忠実に喚起したものとしての信頼性はけっして十分には担保されえないだろう。もちろん、該書を通して光田が「語ったこと」=「記述されたこと」をすべて「作為」として退けろ、と主張したいわけではない。それらの大部分は光田自身の体験に正直に基づいたものであるだろう。ただ、遑って確認できるかぎりでは30年以上にわたって意図的に言及を避けてきた（ように見える）「事柄」がまずあり、そしてその「事柄」が突如、他人の手に「記述」を委ねた文献においてはじめて言及されたという事態は常識的に判断して不自然にすぎるであろう。つまり、回春病室の設置時期という「事柄」についての「記述」=「養育院でライを隔離したのは一八九九年（明治三二年）である。」を、事実を自然に述べたものとして受け入れることはきわめて困難、ということである。光田の言述の中では「1899年」説はいわば幻影のごときのものである。これが先のもう一つの疑問への推論的な解答である。

4. おわりに

以上、本稿でみてきたように、回春病室の設置時期について、まず「非当事者」達による「記述」の典拠はいずれも最終的には曖昧かつ不確かなものであり、その一方で「当事者」として本来はそれこそ最も確実な「典拠」であるべきはずの光田自身は明言を避け続けてきたのであるから、少なくとも通説とされてきた「1899年」説は消極的には否定されねばならないだろう。すなわち、私達はそれを確かな史実として認めることはけっしてできないということである。しかしそうなる

次には、「1899年」説を積極的に否定するための論拠として、正しい設置時期を推定し直す作業が要請されることとなる。実は、時期をめぐる記述の検討に重点を置いたため、本稿では詳しく言及できなかったが、表1に示したように、各文献の間には他にも注意を要すべき記述事項の相違——病室の空間的起源と間取り、そして看護婦・石渡ことのこと——がある。おそらくこれらが、時期の推定のみならず、なぜ光田健輔が明言を避けてきたのか、という興味深い謎を解くことの重要な手がかりになると筆者は考えるのだが、すでに紙幅がつかした。それらについては稿を改めて論じることとしたい。

注

- 1) (I) 日本ファシズムと医療——ハンセン病をめぐる実証的研究。東京：岩波書店；1993, (II) 隔絶のなかのハンセン病患者。藤野豊編。歴史のなかの「癩者」。東京：ゆみる出版；1996, (III) 「いのち」の近代史——「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者——。京都：かもがわ出版；2001, (IV) ハンセン病と近現代日本。沖浦和光・徳永進編。ハンセン病——排除・差別・隔離の歴史——。東京：岩波書店；2001, (V) 解説。藤野豊編。近現代日本ハンセン病問題資料集成 戦前編 第1巻。東京：不二出版；2002, など。以下、上記文献を「藤野I」ないし「I」というように略記する。
- 2) 「藤野I」p. 8-9.
- 3) 光田健輔。回春病室——救ライ五十年の記録——。東京：朝日新聞社；1950.
- 4) 国立療養所史研究会編。国立療養所史 らい編。東京：厚生省医務局；1975. p. 13「らい百年史年表」。なおこの「藤野I」における該当記述に対応する注(p. 15)は同書に加えて光田。前掲。回春病室；p. 10-12も参照文献としてあげているが、本文で詳述するようにこの光田の「自伝」の該当頁には設置時期についての言及はない。
- 5) 藤楓協会編。光田健輔と日本のらい予防事業。東京：藤楓協会；1958。回春病室についての記述は附録「年表」中、p. 7-8.
- 6) 上原信雄編。沖縄救癩史。沖縄：財団法人沖縄救らい予防協会；1964。回春病室についての記述はp. 27.
- 7) 多磨全生園患者自治会編。俱会一処——患者が綴る全生園の七十年——。東京：一光社；1979。回春病室についての記述はp. 20.
- 8) 山本俊一。日本らい史。東京：東京大学出版会；

1993. 回春病室についての記述は p. 21.
- 9) 東京都養育院。養育院百年史。東京：東京都；1974. 回春病室についての記述は p. 130-131. 養育院の通史は『養育院六十年史』以来、幾度も編纂されているが、本稿では以下本文・注を問わず初出をのぞいて、原則として『養育院百年史』→『百年史』というように略す。
- 10) 前掲藤野氏文献中、「I」の他に回春病室の設置時期に言及のあるものについて、該当頁とともに記すと以下のとおり。「II」= p. 158, 「III」= p. 45, 「IV」= p. 57.
- 11) ハンセン病問題に関する検証会議編。ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書。東京：財団法人日弁連法務研究財団；2005. 本稿では、発行元である日弁連法務研究財団のサイト http://www.jlf.or.jp/work/hansen_report.shtml で公開されている PDF ファイルを参照している。会議および検討会の概要・組織・過程などについては、同、p. 877-888.
- 12) 同上、p. 56.
- 13) 第十章・第8「ハンセン病および精神疾患患者についての比較法制処遇史」中の本文、p. 259では「1901年」とあるが、それに対応している（はずの）「ハンセン病・精神病関連事項の対比年表」p. 256では「1899年」になっている。
- 14) 前掲藤野氏文献中、「I」p. 11, 「III」p. 45, 「IV」p. 56, 「V」p. 4が「医官」で、「II」のみ「医師」と表記している。
- 15) 1885年に公費支給を完全停止されて以来の養育院のインディペンデントな経営形態については、本稿で取り上げた一連の養育院通史でもあきらかにされているが、拙稿「仁愛」の増殖過程——渋沢栄一と養育院再建より——。大塚勝夫編。経済史・経営史研究の現状。東京：三嶺書房；1996. p. 127-143では特に焦点を絞って論じておいた。
- 16) 岡山市立図書館光田文庫所蔵。
- 17) 東京都財政史研究会編。東京都財政史 上巻。東京：東京都；1969. 東京市の社会事業費に関連して1901年の回春病室設置について言及しているのは p. 442. 該箇所執筆担当は経済学者の佐藤進氏で、参照文献の明示は無い。
- 18) 『百年史』「あとがき」；p. 760-761. 一番ヶ瀬氏は、複数の執筆者による『百年史』全体の編纂責任者でもある。
- 19) 同上、p. 130-131.
- 20) 東京都養育院編。養育院八十年史。東京：東京都養育院；1953. 「編集後記」で、委員長・東条忠三郎（当時の院長）以下17名の編纂委員会委員、および委員長・東条以下4名の編纂小委員会委員の名前まではあきらかにされている。
- 21) 同上、p. 91.
- 22) 東京都養育院編。養育院百二十年史。東京：東京都養育院；1995. p. 50. この『百二十年史』では、『百年史』で消えていた「安達憲忠」が復活している。
- 23) 『八十年史』「序」および「編集後記」、『百年史』「あとがき」；p. 756 など。
- 24) 東京市養育院編。養育院六十年史。東京：東京市養育院；1933.
- 25) 1943年に東京市役所編。養育院七十年史。東京：東京市役所が刊行されているが、これは『六十年史』以後の十年間を主たる内容としたものである。
- 26) 注23と同じ。
- 27) 『六十年史』p. 349-358.
- 28) 『百年史』p. 752, 『百二十年史』p. 515.
- 29) 田中太郎。青淵先生と養育院事業。龍門雑誌1928；481；p. 222-223.
- 30) 安達憲忠。光田副医長を送る（記事「光田氏の送別会」の一部）。東京市養育院月報1909；103；p. 15. 以下、『東京市養育院月報』を『月報』と略す。
- 31) 『月報』1903；28；p. 11.
- 32) 愚仏子。癩患者と気候。『月報』1902；14, 内藤二郎編。安達憲忠関係史料集。東京：彩流社；1981. p. 256に収録。「愚仏子」は安達憲忠の筆名である。
- 33) 癩病患者と看護婦。『月報』1901；7；p. 11.
- 34) 正確には、このシリーズ文献は本編の目次には「年報」とあるが、表紙でのタイトルは『東京市養育院報告』となっており、そのタイトルに会計年度と通算の刊号が付される。たとえば「明治35年度」ならば「第31回」である。
- 35) 『年報』明治35年度（第31回報告）。
- 36) 『年報』明治35年度；p. 119.
- 37) 『年報』明治34年度（第30回報告）。
- 38) 『年報』明治33年度（第29回報告）。
- 39) 青柳緑。癩に捧げた八十年。東京：新潮社；1965. 回春病室についての記述は p. 22-23.
- 40) 桜井方策「光田健輔先生小伝」は『愛生』1965年5・6月合併号—1968年8月号に連載（連載第1回の時のみタイトルが「光田先生小伝」となっている）。回春病室について、特に設置の経緯が記述されているのは1966年6月号および7月号。以下、「小伝」と略す。
- 41) 桜井方策。救癩の父、光田健輔。桜井方策編。救癩の父 光田健輔の思い出。京都：ルガール社；1974. 回春病室についての記述は p. 50.
- 42) 内田守。光田健輔。東京：吉川弘文館；1971. 回春病室についての記述は p. 20-21.
- 43) 林芳信。養育院での光田先生。桜井編。前掲書。回春病室についての記述は p. 188.
- 44) 内田。前掲書；p. 288.
- 45) 桜井方策。開院当時のことども。桜井編。前掲書；p. 142.
- 46) 以上の桜井の略歴は桜井編。前掲書巻末「附録 光田先生をめぐる人々」；p. 345-346より。
- 47) 「小伝」（一二）愛生1966（6）；p. 43-44.
- 48) 同上、p. 44.

- 49) 『六十年史』附録「本院名誉職員及吏員一覧」; p. 72を参照。なお入沢は養育院医長就任時は内科学第三講座助教授, 1901年5月からは内科学第二講座教授。東京大学医学部創立百年記念会・東京大学医学部百年史編集委員会編。東京大学医学部百年史。東京: 東京大学出版会; 1967. p. 303, 305. のちの日本医史学会理事長でもある。
- 50) 「小伝」(一三) 愛生 1996 (7); p. 27-28.
- 51) ここでの「証言」という用語は, 成田龍一. 証言」の時代の歴史学. 富山一郎編. 歴史の描き方③ 記憶が語りはじめる. 東京: 東京大学出版会; 2006. p. 4などにしたがって, 「出来事」の当事者が, 当事者でない者に対して, 「出来事」について直接語り伝えた言説(を記録したもの), という意味に力点を置いて特別に使用している。
- 52) 光田健輔. 全生病院開院前夜. 山桜 1929 (9), 藤楓協会編. 前掲書; p. 115 に収録.
- 53) 光田健輔. 安達憲忠先生を憶う. 愛生 1931 (3), 藤楓協会編. 前掲書 p. 158 に収録.
- 54) 光田健輔. 癩療養所の出来た頃を語る. 愛生 1936 (11), 藤楓協会編. 前掲書; 275 頁に収録.
- 55) 光田健輔. 日本に癩予防法が出来るまで. 厚生時報 1949 (6), 藤楓協会編. 前掲書; p. 571 に収録.
- 56) ⑩は光田. 前掲. 回春病室; p. 11. ⑫は光田健輔. 癩の問題と安達翁. 光田健輔編. 黎明期に於ける東京都社会事業と安達憲忠翁. 岡山: 黎明期に於ける東京都社会事業と安達憲忠翁編纂委員会; 1956. p. 106-107.
- 57) 光田健輔. 愛生園日記——ライとたたかった六十年の記録——. 東京: 毎日新聞社; 1958. p. 30.
- 58) 光田健輔. 癩病予防に就て. 原胤昭編. 癩病予防に就て. 東京: 中央慈善協会; 1915, 藤野豊編, 前掲. 近現代日本ハンセン病問題資料集成 戦前編 第1巻; p. 229 に収録.
- 59) 光田健輔. 救癩事業に点火したリデル嬢. 愛生 1937 (12), 藤楓協会編. 前掲書; p. 291 に収録.
- 60) 光田. 前掲. 回春病室; p. 10-12.
- 61) 岡山市立図書館光田文庫所蔵.
- 62) 光田. 前掲. 回春病室; p. 17.
- 63) 『回春病室』を典拠として挙げているものにあと内田の⑨がある(表1参照). ただし全体の巻末に⑬⑭とともに一括してただ書名を列挙しているだけである. 内田は本文中でも適宜参照文献を明示しているのだが, 回春病室について記述された箇所にかぎっては対応する参照文献名が見あたらない. なお内田は⑬の「年表」作成者をなぜかオカノではなく井上謙(元・愛生園事務官)としている。
- 64) 藤楓協会編. 前掲書附録「年表」; p. 7-8.
- 65) 光田. 前掲. 回春病室の「自序」に「この私の拙い生涯の記録が藤本浩一氏によって, また医学上の覚書が内田守氏によって記述され」とある。
- 66) 藤本浩一. 「回春病室」編集の思い出. 桜井編. 前掲書; p. 201-207 頁.
- 67) 青柳. 前掲書; p. 396 の「あとがき」.

Review of the Time “Kaishun Byoshitsu” Was Founded: Is the Date “1899” Correct?

Yuichiro HIRAI

Shibusawa Study Group

It has been an accepted story until today that in 1899 Kensuke Mitsuda's efforts led to the founding of “Kaishun Byoshitsu”, an isolation ward for leprosy patients in Japanese modern times first located in the Tokyo City Yoikuin (poorhouse). But, in this paper, the author has collected as many documents that describe the details of the foundation of “Kaishun Byoshitsu” as possible, and thoroughly further reexamined definite sources regarding the time when it was founded. The documents are classified into the following four by the author, [A]: Kensuke Mitsuda himself, [B]: the persons concerned with Mitsuda, [C]: the persons involved in Yoikuin, and [D]: general researchers. These classifications [A] to [D], are further divided into two instances, according to whether the founding date was claimed to be in 1899 or in 1901 in [D]. Instances are exhibited in [B] for “in 1899” and in [C] for “in 1901”, respectively. However, there was no conclusive “definite source” clearly specified in the above-mentioned classifications [A] to [D]. Additionally, in the most reliable classification [A], there is no actual reference to the founding date. Therefore, the author has reached the conclusion that at least the claim that the founding date was 1899, though it has become an accepted story, is not based on any solid evidence.

Key words: Kaishun Byoshitsu, Kensuke Mitsuda, Tokyo City Yoikuin (poorhouse), source, memory